

平成28年12月12日開催 家庭裁判所委員会

「家事調停における当事者への配慮について」

東京家庭裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 卷淵 眞理子 (41期)

去る平成28年12月12日に開催された東京家庭裁判所委員会の報告をいたします。今回のテーマは「家事調停における当事者への配慮について」でした。

◆ 家事調停制度の概略と特色の説明

家事調停は、家庭に関する紛争について自主的な解決をはかるために、合目的性・非公開・簡易という特色のある手続を、民間人を含む調停委員会が進めること、新受事件数が10年間で14%ほど増加していること、増加傾向にあるのは婚姻費用分担と面会交流などの事件であることが説明されました。代理人の選任率については、当事者双方に代理人が就いている場合、どちらかに就いている場合、双方当事者のみの場合のいずれも、約3分の1ずつであることが紹介されました。

◆ 家事手続案内および受付段階における当事者への配慮

受付担当書記官から説明があり、対面の手続案内では、プライバシーに配慮した個室が用意されており、また、夜間案内が月・水・金の17:00～19:30まで実施されているとのことでした。離婚を検討しているという妻からの電話に応じる様子を再現するロールプレイも披露されました。調停の概要を説明したり、相談者が手元でインターネットを閲覧できることを前提に、電話での指示により家庭裁判所のホームページから申立書式を案内し、相談者が自力で申立てを行う決意を固めるストーリーとなっていました。また、受付段階では、形式的な確認にとどまらず、その後の手続がスムーズに進行するように適切な類型の申立てがなされているかもチェックすること、非開示情報の有無の確認には特に力を入れていることが説明されました。外国人のために、語学に堪能な職員を登録しておいて担当部署にかかわらず対応したり、聴覚の不自由な方には筆談での対応を、視覚の不自由な方には代筆を行うことなど工夫しているそうです。

◆ 事件部における当事者への配慮

続いて、事件部における配慮が裁判官から説明されました。相手方に送付する第1回期日通知書に同封する答弁書等の書式をチェック方式の簡便なものにしたり、情報の秘匿（住所の秘匿希望が多いようです）を希望する当事者については慎重な情報管理体制がとられているとのことでした。DV被害者への安全性への配慮や、電話会議システム・TV会議システムによる遠隔地当事者への対応、車椅子使用者・聴覚が不自由な方・精神的な病をもった方への具体的な対応事例も紹介されました。さらに、調停終了時の配慮として、離婚調停成立時には、役所への届出や子の氏の変更の手続を案内しているとのことでした。

◆ 質疑・応答

市民委員からは、夫婦関係調整調停の「円満」、「申立人・相手方」という表現など、裁判所固有の語彙の分かりにくさが指摘されました。

手続の流れについての説明、ホームページの書式案内を、もっと分かりやすくしてほしいとの意見も出ました。

また、DV被害者は、調停の特色である「譲り合い」を始めに強調されると、その後の手続遂行意欲を失いかねないので、一層の配慮を求めるとの発言もありました。

そして、今後とも多様な当事者へのさらなる配慮が必要であることが確認されました。

今回は、本年3月6日、テーマは「家庭裁判所における広報」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207